TOKIO LIBRARY

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千三百二十四號
明治廿五年四月廿三日　土曜日
舊曆壬辰三月廿七日　(乙、酉)
日　出午前五時　入午後六時二十分
月　出午前二時五十五分　入午後一時五十八分
滿潮　午前一時十七分　午後二時
(西曆一千八百九十二年)

時事新報の地租論

地價修正地租輕減の議論は目下の流行にして天下政客の狂熱恰も醉へるが如し其醉狂果して虛か實か苟も眼中國家を見る者にして眞實に熱するが如きは勿かる可しと雖も假令ひ一時の政略にもせよ其熱論以て人を誤るなきを期す可らず依て我時事新報は地租論一編を草して本月二十九日より數日間の社説に掲載し世論の如何に拘はらず修正輕減の利害を説き以て斯民休養の眞面目を明にせんとす凡そ國家に深切の情あらん人々は先づ此地租論を一讀して方向を定められんこと本社の切望する所なり

明治廿五年四月

時事新報社

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にこそ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

大臣の訪問

頃日政府當局の一大臣が民間政黨の首領を訪問し一場の談話を爲したりとて世間にては種々の想像を催ほし或は暗に其擧動の輕卒を非難するものもあれば又は之を以て官民調和の端を開きたるものとして窃に喜ぶものあり元來其大臣と首領とは現在の地位こそ異なれども素是れ舊友知己の間なれば時々訪問往來するも固より怪しむに足らず尋常一樣の事なるに事々しく之を評判するこそ却て奇なるが如くなれども政治社會の成行を見れば自から其由縁なきに非ず元來政府の大臣輩は尊大自から居りて容易に人に近かず又人を近けず其門に伺候するものは多くは自から爲めにして求むる所ある者のみなるが故に平生の交際甚だ狹く隨て其見聞も狹きのみならず朋友故舊にても一たび地位を異にするときは忽ち楚越の人と爲り政府と人民との間に概して氣脈の通ずることなき其有樣は恰も牆壁を中間に据えて之を遮りたるものに異ならず之が爲めに常に政機の運轉を妨ることも多けれども當局者は曾て之を憂るの意なく政風一變して專ら愛嬌親切を旨とす可き立憲時代の今日と爲りても尚は依然として舊時の色を改めざるが故に人民の眼を以て政府の當局者を見れば痛痒相知らず利害相關せず所謂雲上の客に非ざれば路傍の人の如し然るに今その路傍無縁の他人が突然官民間の牆壁を排して在野政黨の首領を問ひ而も政治の事に談及したりなど聞ては奇異の思を爲さゞるを得ず從來政府の邊にのみ接近して一種の空氣中に生活し大臣たる可き者の擧動は常に斯くある可き筈のものなりと思ひ込みたる輩が遽に此出來事を見て其輕卒に驚くも無理ならず又民間の政客中にも表面の言論の強きに似ず内實は大臣輩の一擧一動に注目して竊に喜憂する者共が其折の談話中に施政上の事もありしとて忽ち推測を逞ふし官民調和の兆候なりなど吹聽するも決して怪しむ可らず如何となれば政府一般の慣行は依然舊の如くにして毫も變ずる所なき其中に一大臣が端なく突然の奇を演して人の意表に出でたるが故に是れは尋常の事態に非ず何か意味のあることならんと種々の臆測を下すは凡俗の情に於て免れざる所なればなり故に今回の事の如きは尋常一樣の人事にして敢て奇とするに足らざれども世人をして之を奇視せしめたるは政府年來の慣行に反して其蟄居主義に異なるが故のみ或は其訪問者に於ては敢て奇を演ずるに非ず專心一意國の爲めにして年來壅塞したる官民間の蔽障を撤し雙方の情實を通ずるの精神なるやも知る可らずと雖も顧みて政府全體の有樣を見れば依然たる舊日の尊大政府にして更に其邊の趣向とては見えざるに其部内の一人が全體の氣候如何に拘はらず突然外に現はれたりとて時ならぬ狂花を見ると一般にして滿山爛熳の春色とは認む可らず徒らに世間の怪訝を招くに足る可し我輩は敢て其擧動を非難するに非ざれども政府の決心尚は未だ固からざるを憾むのみ嚴冬に蟄居して世間と交通を絶つも可なり陽春に開花して國民と調和するも可なり其利害は別問題として兎にも角にも政府の全體を一致して一樣に運動せんことを勸告するものなり

官報

勅令

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ稅關規則中追加ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年四月二十一日　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第三十八號

明治二十三年(九月)勅令第二百三號稅關規則中左ノ通追加ス

第五十五條　帝國政府ノ參同スル外國博覽會及共進會ニ出品スル物品及其附屬品ハ輸出稅及同品積戻ノ際輸入稅ヲ課スルノ限ニ在ラス

○司法省告示第十九號

前橋地方裁判所管内高崎區裁判所神川出張所本年四月九日火災ニ罹リ左記各村登記簿及ヒ舊公證簿燒失シタルヲ以テ該各村地所建物等ニ付賣買讓與質入書入等ノ登記又ハ公證ヲ受ケタルモノハ本年五月十四日限更ニ神川出張所ニ登記ヲ願出ツ可シ

但本文期限中ハ燒失セシニ依リ更ニ登記ヲ爲ス可キモノヽ外該各村地所建物等ノ登記ヲ停止ス

群馬縣上野國南甘樂郡神川村各大字　登記簿悉皆
群馬縣上野國南甘樂郡中里村各大字　登記簿悉皆
群馬縣上野國南甘樂郡神川村大字□戸相原　舊公證簿
群馬縣上野國南甘樂郡中里村大字魚尾神ヶ原　舊公證簿
群馬縣上野國南甘樂郡上野村大字川和乙母乙父楢原　舊公證簿

明治二十五年四月二十二日　司法大臣子爵田中不二麿

○司法省告示第二十號

公證人規則第二十一條ニ基ツキ本年六月二十五日ヨリ東京控訴院及大坂控訴院ニ於テ公證人試驗ヲ施行ス

明治二十五年四月二十二日　司法大臣子爵田中不二麿

司法省告示第二十號參照

法律第二號公證人規則(明治十九年八月十三日官報)抄錄

第二十一條　公證人ヲ試驗スル場所及期日ハ司法大臣之ヲ定メ少クモ二箇月前ニ告示ス可シ

○第二豫備金支出

明治二十五年度第二豫備金支出

第二回

一金二萬八千八百七十八圓　三重縣下樋管震災費補助

客年十月震災ノ爲メ破壞シタル三重縣下樋管修築費補助トシテ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀内務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十日勅裁ヲ得タリ

明治二十五年四月二十二日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○手嶋事務官の談話(昨日の續き)

二　販賣店に就ての注意

抑も他の外國博覽會に於ては飮食店を開設する者より特許料を徴收しことありと雖ども販賣店を開設する者より特許料を徴收せしことなしとは豫て聞く處なれども是れ却て博覽會本來の性質に戻り單に目前の利を事とする者を庇護するの弊なしとせず米國に於ては既に此弊を看破し陳列館の物品は賣買の約束をなすを得るのみにして閉場後にあらざれば之を場外に携出せしめざるの制を嚴守せしむべきの便を與へ又他の一方に於ては廣大なる地區を以て販賣店若くは諸演戲場に充つる所とし前陳の如く特許料を徴收し契約保證金を要することに爲すの計畫なれば之に依りては管理の便を得るもの少なからざるべし而して右販賣に關する結約は地方局財務委員に對して之を爲すものなれば我博覽會事務局は彼の財務委員に對して我販賣人の信認すべきものたることを證明せざるべからざるなり然るに我國の出品者の狀況を概察するに皆競ふて販賣店の開設を爲さんと望むものゝ如し今假りに此多くの志望者を一々事務局にて證明するものとせば我事務局は勿論彼の財務委員も亦其煩に堪へざるのみならず茲に最も注意すべきは賣崩しの恐れあることなり現に桑港等に於て支那人の店舖を見れば其名は支那人の店舖なるも其賣る處の物品は日本の物品にして日本人が内外に於て賣崩をなしたるの結果、支那人の手裡に落ち支那人が又再度の賣崩をなすの狀況たり是れ實に我國の體面に關するものと謂はざるべからず然るを今回の博覽會に向て販賣用の爲めに度外の物品を個々別々に輸送陳列するが如きことあらんか結局賣崩の弊を生ぜしめざらんことを欲するも得べからず況んや販賣店に陳列する物品に對しては政府より何等の補助も之れなきに於てをや此故に販賣店に關し目下の急務は販賣店の開設を望む者をして共同の團體を結ばしめ其團體をして販賣に關する一切の設計を爲さしむるに在り蓋し共同の團體に依て設計を爲すときは前陳證明上の手數を省略することを得るのみならず賣崩の弊を豫防するに足るべきあり若し然らずして之れを志望者の各自に放任せば彼の國に於ける我物品の價格を亂降せしむるの虞ありて遂には我國の體面を損傷することなしとせざるべし只惜むらくは我實業者には團結以て事を爲すの慣習なくして事々物々各自の意見を主張して個々別々なるの慣習あり斯る情態にては内地に在りては兎もあれ彼の巨大なる資本家を以て充滿せる米國等と競爭場裏に立たんことを務むるも得べからざるなり又ニユーゼルー洲のハテルソン市の如きは製絹絲を以て有名なる場所なれば從て製絹場頗る多く平常に在りては互に競爭を爲し殆んど相容れざるの姿なるも今

回の博覽會には各場悉く
の念慮なく共同出品を
や是れ實に該州製絹業の
んことを期するに在る
べからず而して今回の
要を見るは製絲家に於て
國に輸出する製絲の巨
り今にして其販路の擴
消長に關することなし
を擴張せんとして博覽
試むるものゝ如く米國
器械等に依りて示すの
於ける本邦製絲の前途
しとせず然るに今我國の
を察するに或は其製品
に似たり斯くの如くん
に足らずして博覽會を
ことを廣告するが如き
製絲家をして速かに團
を爲さしめんことを謀
又航渡人に付ても各地
渡航するの計畫ある由
の狀況にも不慣の者が
益なきこと萬々なれば
協議合同して可成從來
のことに慣れたる人に
するの計畫をなすこと
となくして其便宜却て
べき人は大に信用を要
國の領事に托するも可
となすも可ならん要す
の最も注意を要する點

○海軍戰鬪教範の編纂
了したる後其作戰命令
を編纂する見込ありと